様式第5号(第2条関係)

第　　　　 号

年　　月　　日

　様

却下決定通知書

粕屋町長

　　年　月　日に申請された((介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費)の支給)及び(利用者負担額減額・免除等)については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

１　申請事項

２　却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

1　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、福岡県知事が指名する審理員に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

2　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に粕屋町を被告として(訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を得た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

1. 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過

した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決

があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを

提起することができなくなります。